

尖閣諸島

尖閣諸島が、**日本固有の領土**であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、
現に我が国はこれを有効に支配しています。

日本政府は、領土を保全するために冷静かつ毅然として対応していきます。

国際法の遵守を通じた地域の平和と安定の確立を求めています。



魚釣島

巡視船（海上保安庁）

尖閣諸島

魚釣島

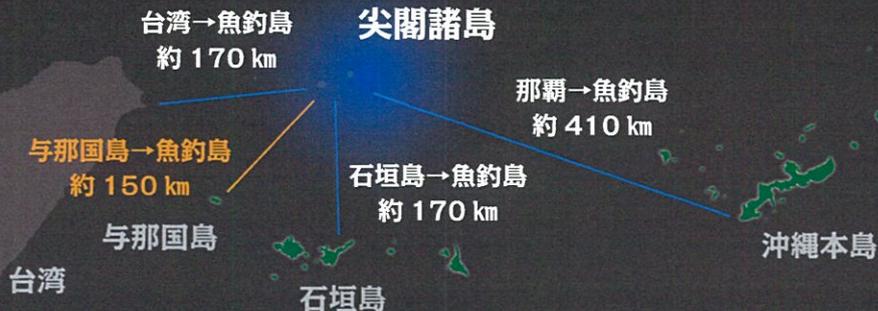
北小島

南小島

久場島

大正島

尖閣諸島についてご存じですか？



尖閣諸島は、沖縄本島から約 410 キロメートル、石垣島の北方約 170 キロメートル、与那国島から約 150 キロメートル、台湾から約 170 キロメートル離れた東シナ海に位置しています。

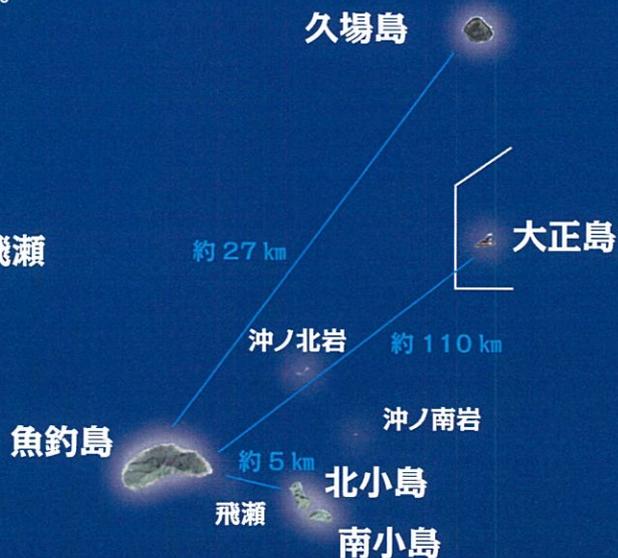
尖閣諸島

魚釣島 北小島 南小島 久場島 大正島

尖閣諸島の構成について

尖閣諸島は、魚釣島、久場島、北小島、南小島、大正島、沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬などの島々から成っています。

- 魚釣島
- 北小島・南小島
- 久場島
- 大正島・沖ノ北岩・沖ノ南岩・飛瀬



尖閣諸島

魚釣島 北小島 南小島 久場島 大正島

魚釣島



面積
3.81 km²

石垣島北西方
170 km
(尖閣諸島西端)

(写真提供：国土地理院)

尖閣諸島

魚釣島

北小島

南小島

久場島

大正島

北小島・南小島



北小島

面積
0.31 km²

西表島北方
160 km

南西小島

南小島

面積
0.40 km²

西表島北方
160 km

南東小島

(写真提供：国土地理院)

尖閣諸島

魚釣島

北小島

南小島

久場島

大正島

久場島



(写真提供：国土地理院)

尖閣諸島

魚釣島 北小島 南小島 久場島 大正島

大正島・沖ノ北岩・沖ノ南岩・飛瀬



(写真提供：国土地理院)

尖閣諸島

魚釣島 北小島 南小島 久場島 大正島

尖閣諸島は日本の固有の領土です

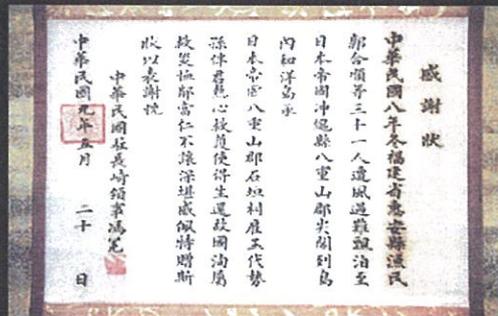
日本は、尖閣諸島が無人島であるのみならず、他国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に確認した上で、1895(明治28)年1月に閣議決定を行って沖縄県に編入しました。

これは、国際法上、正当に領有権を取得するためのやり方に合致しています。

その後、日本の民間人が日本政府の許可の下、尖閣諸島に移住し、鯨節工場や羽毛の採集などの事業を展開しました。

なお、福建省の漁民が尖閣諸島の魚釣島近海で遭難した際には、日本人が救助を行い、1920年5月に当時の中華民国駐長崎領事から「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島」と記載された感謝状が発出されました。

第二次世界大戦の前は、200人以上の住人が尖閣諸島で暮らし、税徴収も行われていました。また、現在においても、警備・取締りや国有地としての管理等が適切に行われています。



【中華民国駐長崎領事の感謝状】

尖閣諸島

魚釣島

北小島

南小島

久場島

大正島

サンフランシスコ平和条約の下で 尖閣諸島は日本の南西諸島の一部として扱われています

戦後、1951(昭和26)年9月に署名されたサンフランシスコ平和条約において尖閣諸島は日本が放棄した領土には含まれず、日本の南西諸島の一部として米国の施政下に置かれました。南西諸島の一部は米国により射爆撃場として使用されていましたが、当時、中国はそれらの措置に一切異議を唱えておらず、逆に中国共産党の機関紙や中国の地図の中で、日本の領土として扱われてきました。



1953年1月8日人民日報記事
「琉球諸島における人々の
米占領反対の戦い」



「世界地図集」
(1958年出版(1960年第二次印刷))

尖閣諸島

魚釣島

北小島

南小島

久場島

大正島

沖縄返還協定でも、尖閣諸島は日本に施政権を返還する対象地域の中に含まれています

1972(昭和47)年発効のいわゆる「沖縄返還協定」でも、尖閣諸島は日本に施政権を返還する対象地域の中に含まれています。

このように、尖閣諸島は戦後秩序と国際法の体系の中で一貫して日本領土として扱われてきました。



尖閣諸島

魚釣島 北小島 南小島 久場島 大正島

中国は、長年にわたって、我が国が尖閣諸島を領有する事について一切異議を唱えず、海底資源埋蔵の可能性が指摘された後、突如として領有権について独自の主張を始めました

尖閣諸島

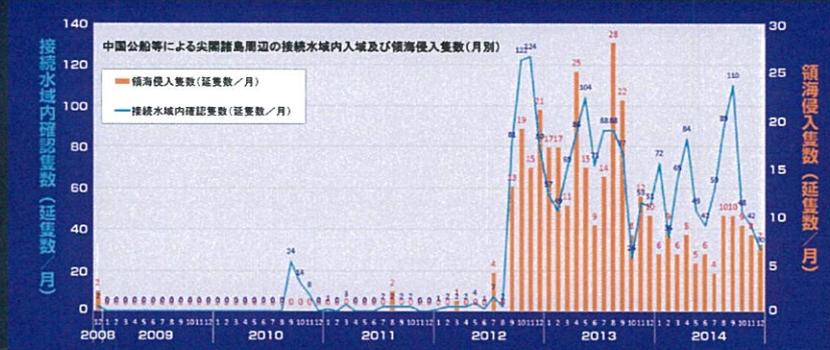
1969年に国連の報告書で東シナ海に石油埋蔵の可能性があると指摘されると、それまで何ら主張を行っていなかった中国は、日本の閣議決定から76年後の1971(昭和46)年になって、初めて尖閣諸島の「領有権」について独自の主張をするようになりました。

尖閣諸島

魚釣島 北小島 南小島 久場島 大正島

中国政府の船舶等による尖閣諸島近海での挑発行動

中国政府は、1992年に「中華人民共和国領海及び接続水域法」を公布した際に、「尖閣諸島を含むその付属諸島」は中国の領土に属すると一方的に制定し、さらに、2012年には声明を発表して、その中で魚釣島およびその付属島嶼の領海基線を公布しました。また、2013年には一方的に東シナ海上空に「防空識別区」を設定し、尖閣諸島空域があたかも「中国の領空」であるかのように表示をしました。2008(平成20)年以降は、継続的に中国政府の船舶が尖閣諸島周辺海域に派遣され、頻りに領海侵入するなど、日本への挑発的行動を繰り返しています。これに対し、日本としては、日本の領土、領海、領空は断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然とした対応を行うとともに、中国に対して嚴重に抗議を行っています。



(資料提供：海上保安庁)

尖閣諸島

魚釣島

北小島

南小島

久場島

大正島

力ではなく法の支配に基づく平和な海を目指して

1. 国際法に基づいた主張を行うこと
2. 主張を通すために「力」を用いないこと
3. 紛争を平和的に解決すること

この日本が提唱した「海における法の支配の三原則」は、世界各国の政府やメディアでも支持されています。その上で、日本が日中関係を重視するとの立場は変わりません。日中関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つです。日中関係の安定的発展は、日中両国民のみならず、地域と国際社会の利益であるとの認識の下、大局的視点から日中間の「戦略的互惠関係」を推進していく考えです。



【2013(平成25)年12月14日日 ASEAN 特別首脳会議】
(写真提供：内閣広報室)

尖閣諸島

魚釣島

北小島

南小島

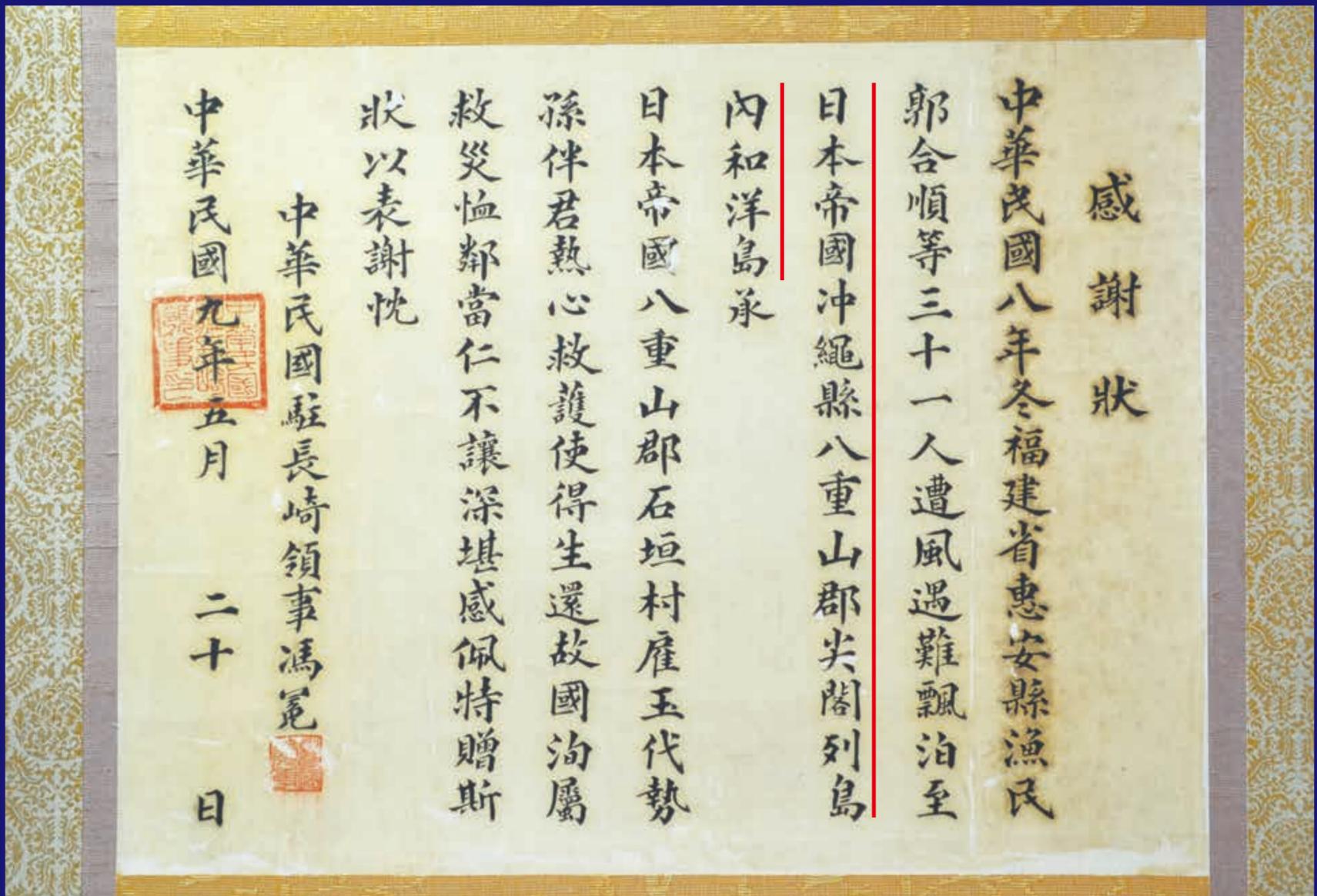
久場島

大正島

尖閣諸島関連年表

1885年以降	沖縄県が尖閣諸島を現地調査し、どの国の支配も及んでいないことを慎重に確認。
1895年 1月14日	閣議決定により尖閣諸島を日本の領土とする。その後、沖縄県の一部として支配。
1896年以降	明治政府の許可を得て、尖閣諸島の開拓を開始。 多くの日本人が尖閣諸島に居住し、漁業を中心に鰹節工場や羽毛の採集に従事。
1919年12月	尖閣諸島付近で遭難した中国人を日本人が救助。
1920年 5月20日	日本人の救助活動に対し、中国が「日本帝国尖閣列島」と明記した感謝状を贈る。 (パネル)
1951年 9月 8日	サンフランシスコ平和条約に日本が署名。尖閣諸島は日本の領土として残る。
1952年 4月28日	サンフランシスコ平和条約が発効。
1969年 5月	国連が東シナ海に石油埋蔵の可能性ありと指摘。
1971年 6月	台湾が史上初めて公式に尖閣諸島は台湾の領土であると主張。
1971年12月	中国が史上初めて公式に尖閣諸島は中国の領土であると主張。
1992年 2月25日	中国が尖閣諸島を中国の領土とする国内法を制定。
2008年12月 8日	中国公船が尖閣諸島周辺の領海に侵入。
2010年 9月 7日	尖閣諸島周辺の領海内で中国の漁船が日本の巡視船に意図的に衝突(中国漁船衝突事件)。 その後も中国公船が尖閣諸島周辺海域に出没。
2012年 9月11日	尖閣諸島のうち民間人所有だった魚釣島、北小島、南小島を日本政府が取得・保有。
2012年 9月14日以降	日本政府への所有権移転を口実とした中国公船による尖閣諸島周辺の領海侵入が激化。
2012年12月13日	中国機が尖閣諸島の領空を侵犯。

尖閣諸島魚釣島近海で遭難した中国人を日本人が救助したことを受けて、
中国から日本に発出された感謝状 (沖縄県石垣市立八重山博物館蔵)



〔仮訳〕

感謝状

中華民國八年（一九一九年）冬、福建省惠安県の漁民である郭合順（かく・ごうじゅん）ら三十一人が、強風のため遭難し、日本帝国沖繩県八重山郡尖閣列島内和洋島に漂着した。
日本帝国八重山郡石垣村の玉代勢孫伴（たまよせ・そんぼん）氏の熱心な救援活動により、彼らを祖国へ生還させた。救援において仁をもって進んで行ったことに深く敬服し、ここに本状をもって謝意を表す。

中華民國駐長崎領事

馮冕（ふう・べん）

中華民國九年（一九二〇年）五月二十日

中華民國駐長崎領事から沖縄県八重山郡石垣村に贈られた感謝状の中で、遭難した福建省の漁民が漂着した場所が「日本帝国沖繩縣八重山郡尖閣列島内和洋島」（現在の尖閣諸島の魚釣島）と明記されており（赤線部分）、中国が尖閣諸島を日本の沖縄県八重山郡の一部として認識していたことがわかる。

当時、魚釣島では、明治政府の許可を得て、多くの日本人が漁業を中心に鰹節工場や羽毛の採集に従事しており、これらの日本人が遭難した福建省の漁民を救助した。